

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

当訪問看護事業所では、在宅で療養を行っているご利用者の診療情報等について、連携期間（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、もしくは施設サービス事業者または障害者の日常および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者、もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）と ICT（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円/月

●該当施設基準

1. ご利用者の診療情報等について連携期間と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有している。
2. 記録されたご利用者の診療情報等が連携期間間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されている。
3. 診療情報等の共有はご利用者が同意した参加者のみで行われる。
4. 参加者の範囲が随時設定可能である。
5. 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、ご利用者ごとに時系列で速やかに表記される ICT を用いている。

●連携期間

- ・ しいの木クリニック
- ・ ソフィアクリニックますだ
- ・ めぐるクリニック東松戸
- ・ ハーブブランド薬局東松戸店
- ・ ユーミ居宅介護支援事業所
- ・ 介護のパムコ東松戸
- ・ アウル在宅介護支援サービス
- ・ ひまわり介護居宅支援事業所
- ・ ルポゼ東松戸居宅介護支援事業所

2026 年 6 月 1 日

ルポゼ東松戸訪問看護事業所